

静岡県教育委員会訓令甲第2号

本 庁
各 教 育 事 務 所 長
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務決裁規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改める。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 服務管理 職員の服務管理に関する事務として次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>週休日の振替、4時間の勤務時間の割振変更及び代休日の指定</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>(決裁又は専決)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決裁者等</th> <th style="text-align: center;">決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>理事（総括担当）</u></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) <u>定例又は臨時の教育委員会会議の議案又は報告事項の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>本庁の課長の服務管理及び出張命令に関す</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	決裁者等	決裁事項	(略)		<u>理事（総括担当）</u>	<p>(1) <u>定例又は臨時の教育委員会会議の議案又は報告事項の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>本庁の課長の服務管理及び出張命令に関す</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 服務管理 職員の服務管理に関する事務として次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>週休日の振替等及び代休日の指定</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>(決裁又は専決)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決裁者等</th> <th style="text-align: center;">決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>参事（政策管理担当）</u></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) <u>定例又は臨時の教育委員会会議の議案又は報告事項の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること（政策管理に関することに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（政</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	決裁者等	決裁事項	(略)		<u>参事（政策管理担当）</u>	<p>(1) <u>定例又は臨時の教育委員会会議の議案又は報告事項の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること（政策管理に関することに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（政</u></p>
決裁者等	決裁事項												
(略)													
<u>理事（総括担当）</u>	<p>(1) <u>定例又は臨時の教育委員会会議の議案又は報告事項の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>本庁の課長の服務管理及び出張命令に関す</u></p>												
決裁者等	決裁事項												
(略)													
<u>参事（政策管理担当）</u>	<p>(1) <u>定例又は臨時の教育委員会会議の議案又は報告事項の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>各課間の所掌事務の調整に関すること（政策管理に関することに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援（例年のものを除く。）に関すること（政</u></p>												

	<p>ること。</p> <p>⑤ <u>その他重要な事務の処理に関すること。</u></p>
(略)	

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

(代決)

第4条 (略)

(1) 本庁

決裁者等	代決者
------	-----

(略)

	<p>策管理に関することに限る。)</p> <p>④ <u>本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること(政策管理に関することに限る。)</u></p> <p>⑤ <u>その他重要な事務の処理に関すること(政策管理に関することに限る。)</u></p>
参事(学校教育担当)	<p>① <u>各課間の所掌事務の調整に関すること(学校教育に関することに限る。)</u></p> <p>② <u>国、公共団体その他公益団体行事に対する後援(例年のものを除く。)に関すること(学校教育に関することに限る。)</u></p> <p>③ <u>本庁の課長の服務管理及び出張命令に関すること(学校教育に関することに限る。)</u></p> <p>④ <u>その他重要な事務の処理に関すること(学校教育に関することに限る。)</u></p>
(略)	

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

(代決)

第4条 (略)

(1) 本庁

決裁者等	代決者
------	-----

(略)

教育部長	<u>理事（総括担当）</u>	教育部長	<u>参事（政策管理担当）</u>
<u>理事（総括担当）</u>	<u>理事（総括担当）があらかじめ指定した者</u>	<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>参事（政策管理担当）があらかじめ指定した者</u>
		<u>参事（学校教育担当）</u>	<u>参事（学校教育担当）があらかじめ指定した者</u>
(略)		(略)	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
2 (略)		2 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。